

がんになっても安心して暮らせる 街づくり

～第1部：市民公開講座～

有料老人ホームメディアケア癒やし

「定期巡回・随時対応型訪問介護

看護ケアネットワークいやし」

株式会社 D&Mコーポレーション

代表取締役 松村貴裕



مركز تعليم اللغة العربية
TEPU

有料老人ホームメディケア癒やし
21床

3F

19床

2F

石井リハビリクリニック
ケアネットワークいやし

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」

1F

○ 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス
（看護や生活援助サービスについても一体的に提供）



ご利用者
(夜間対応型訪問介護)



定期巡回

オペレーション
センター



通報



随時対応



ケアコール端末本体



無線ペンダント



これからの介護・医療の設計図は？

社会保障制度改革国民会議にあり

国民会議が言いたいこと？

可能な限り住み慣れた地域で、
自分らしい暮らしを人生の最期ま
で続けることができるように

地域の包括的な支援・サービス提
供体制 (地域包括ケアシステム)
の構築を推進しています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

地域包括ケアシステムの姿



これからどこに住みどこで
医療・介護を受けるのか？

負担が大きい

有料老人ホーム

通常、住まいと食事や生活支援のサービスが一体となっている。介護サービスも同一事業者から提供を受ける場合が多い。

サービス付き高齢者向け住宅

「安否確認」や「生活相談」の提供が必須とされているほか、食事の提供を行うことが多い。介護などのサービス

地域（自宅・アパートなど）

ケアハウス

生活コストを抑えながら、高齢者に配慮した住宅で暮らすことが可能。介護サービスは提供されない場合もあるので、再度の住み替えが必要になることもある。

特別養護老人ホーム

安価に入居できるが、待機者も多く、数年の待機が必要となる場合もある。個室化が進んでいるが、4人部屋なども多く見られる。



負担が小さい

自立

要介護

(サービスツール)

生活支援

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(オペレーションセンター)
- ② 配食サービスを含む食事の提供
- ③ ヘルパー・DSなど

医療支援

- ① 在宅支援診療所
- ② 訪問看護
- ③ 訪問リハ
- ④ 認知症外来・デイケア
- ⑤ 急性期病院

オペレーションセンターイメージ図

《在宅支援診療所・病院》

《自宅》



A

《看護》



B



救急車



オペレーション
センター

C

《介護》



《アパート・有料老人ホーム》

開設後の事例から見えたもの

①区分支給限度額いっぱいの方のうち

→ 短時間・複数回のご利用の方に適する。

→ 長時間利用の方で費用削減のみの場合は適しない。

②1回の訪問が長時間の生活援助の方

→ 従来の訪問介護サービスが適している。

③夜間の不安解消

→ 緊急対応・不安相談ができるため適している。

④ターミナルケアと退院支援

→ 一体型のメリットを活用できる。

問13 このサービスの訪問介護の1日の利用回数を減らすなど当初の計画を変更する場合は、ケアマネジャーの作成する居宅サービス計画を修正してからでないに対応できないのか。

(答) 居宅サービス計画を変更しなくても利用回数を減らすなどの変更に対応できる。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日々のサービス提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟なサービス提供が期待されている。そのため、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者が具体的なサービス内容や提供日時を定められる。変更についても、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で、計画作成責任者が必要に応じて行うことができる。なお、修正した計画についてはケアマネジャーに報告し、緊密な連携を図る必要がある。(運営基準第3条の24、運営基準について第三 - 4(16))

住まい

地域

医療

介護

